

# Node-AI ベータ版サービストライアル利用規約

## 総則

### 第1条 規約の制定目的

当社は Node-AI ベータ版サービス（第 3 条に定義する参加者が Web ブラウザ経由で本サービスを提供するための電気通信設備にアップロードしたデータに対し、Web ブラウザ上での GUI 操作によってコーディングレスで各種データ分析(前処理、学習、機械学習モデルの設計、評価等)を実施できるマルチテナント型サービス。以下「本サービス」といいます。）のニーズや技術検証を目的としたトライアル（以下、「本トライアル」といいます）を実施するための条件として、Node-AI ベータ版サービストライアル利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

### 第2条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、参加者が特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

### 第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備をいいます。

「申込者」とは、本トライアルに参加し、本サービスの利用を希望するお客さまをいいます。

「参加者」とは本トライアルに参加し、本サービスを利用するお客さまをいいます。

「利用開始日」とは、当社が参加者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

「無料プラン」とは、別紙料金表で定める Free プランをいいます。

「有料プラン」とは、別紙料金表で定める Business プランをいいます。

「サブスクリプション期間」とは、参加者が本契約の契約期間中に有料プランを利用する期間をいいます。

「エディター」とは、参加者および参加者が本契約にもとづき作成したチームに招待した第三者のうち、本サービス上で分析権限を付与されたものをいいます。

「レビュアー」とは、参加者が本トライアルで契約したチームに招待した第三者のうち、本サービス上で閲覧権限のみ付与されたものをいいます。

「メンバー」とは、エディターおよびレビュアーをいいます。

「チーム」とは、無料プラン、有料プランにおいて参加者および参加者が招待したエディターやレビュアーで構成される、本サービスにおいて参加者がメンバーを管理する単位をいいます。

## 利用料金等

### 第4条 本契約の期間と本サービスの利用料金

本契約の期間は利用開始日から本契約の終了日までとします。

- 2 本トライアルへの参加に伴う本サービスの利用料金および支払いに関する条件は、別紙（料金表）に定める通りとします。
- 3 参加者の利用料金は月額利用料として前払い制にて請求します。サブスクリプション期間の周期は、有料プランの登録日から起算して1か月間です。有料プランの月額利用料は、有料プランの登録日の日にちと同じ日に毎月請求されます（例えば、2月10日が登録日の場合、その後毎月10日に請求）。なお、登録日と同じ日にちがない月は、その月の月末に請求されます（例えば、1月31日にサブスクリプション期間が開始される場合、2月28日（うるう年は29日）、3月31日、4月30日に請求）。
- 4 エディター一人あたりの月額利用料は、参加者により有料プランの登録が確定した日から、サブスクリプション期間ごとに別紙（料金表）によって算出された金額がかかります。
- 5 参加者が有料プランで作成したチームにエディターの追加登録を当社所定の方法により申込みを行った場合、招待を受けたエディターが当該招待を当社所定の方法により承諾をしたときをもって当該エディターのチームへの登録が確定します。この場合、そのエディターの初月の月額利用料は日割り計算され、即時請求されます。本項にもとづき追加登録されたエディターの月額利用料は、追加登録した月の翌月以降は参加者のサブスクリプション期間に合わせて請求されます。
- 6 サブスクリプション期間の途中で、当社所定の方法で第11条に定める有料プランの解約をした場合は、当該解約した日が属するサブスクリプション期間が終了した時点で、有料プランが解約されます。解約後のご利用プランは無料プランとなります。
- 7 サブスクリプション期間の途中で、エディターの削除を当社所定の方法により登録した場合は、登録日に関わらず当該削除が即時反映されます。
- 8 サブスクリプション期間内の本契約の解約およびエディターの削除については、月額利用料の日割りでの返金はいりません。
- 9 本トライアルに2023年10月○日以前から参加している参加者は、2023年10月○日以降は別紙に定めるFreeプランが適用されるものとします。

### 第5条 利用料金の支払い方法

本サービスにおける有料プランの利用料金の支払い方法は以下のいずれかの方法とします。

- (1) クレジットカード
  - (2) その他当社が別に定める方法
- 2 利用料金のクレジットカードによる支払いには、ストライプジャパン株式会社が提供する機能（以下、「Stripe 決済機能」といいます。）を使用します。Stripe 決済機能の利用においては、契約

者は Stripe 利用規約 (<https://stripe.com/jp/ssa>) に従うものとしします。

3 有料プランへのアップグレードおよび参加者によるエディターの追加の登録がなされたときは、その登録が確定した時点をもって、当社はクレジットカード会社に対して、Stripe 決済機能により利用料金の決済手続きをします。

4 その他の支払条件については、別紙料金表の定めのとおりとします。

### **本サービスのサービスレベルと提供**

本サービスにサービスレベル保証はありません。

5 当社は、予告なく本サービスの提供を変更することがあります。また、本サービスはトライアルとしての提供であることから、本トライアル期間終了後は本サービスを提供しない場合があります。また、参加者は、本サービスの利用にあたり、参加者または参加者が所属する企業等の秘密性を有する一切の営業上または技術上の情報を使用せず、個人情報を電気通信設備にアップロードしないものとしします。

### **第6条 本サービスの利用地域**

本サービスは日本国内に居住している参加者向けのサービスであり、日本国内でのみ利用するものとしします。

### **第7条 インターネット接続**

本サービスを利用するためにはインターネット環境が必要となります。インターネット環境の整備、セキュリティおよびその費用は参加者が負担するものとしします。なお、本サービスの動作や機能は、インターネット環境により限定的なものとなる場合があります。

## **契約**

### **第8条 申込みと承諾**

本トライアルへの参加を希望する者（以下「申込者」という）は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとしします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって本トライアルへの参加に関する契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。本契約の成立時にご利用いただけるプランは Free プランとなります。有料プランのご利用を希望する場合は、当社所定の方法により有料プラン登録を行い、登録が確定したときに有料プランにアップグレードされ、サブスクリプション期間が開始となります。

3 前項で定める本契約が成立した日を本トライアルの「利用開始日」とします。

4 当社は当社の承諾後であっても、次の各号に該当する場合には前項の承諾を取り消す場合があ

ります。

- (1) 申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき
- (2) 申込内容に虚偽の記載を行ったとき
- (3) 本サービスを提供するための電気通信設備等に余裕がないとき
- (4) 申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (5) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

### **第9条 契約上の地位の譲渡**

参加者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

### **第10条 参加者が行う本契約の解約**

参加者は当社が別に定める方法に従い、いつでも本契約を解約できるものとします。この場合、当社が、解約手続きが完了した旨を参加者に通知した時点で本契約の解約が完了するものとします。

### **第11条 当社が行う本契約の解約**

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ参加者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第13条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された参加者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 参加者が第8条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容があったとき。
- (3) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (4) 参加者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき
- (5) 当社に重大な危害もしくは損害を及ぼしたとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
- (6) その他当社が不適切と判断する行為を行ったことが判明したとき

## **利用中止等**

### **第12条 利用中止**

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、パンデミック、エピソードその他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある

とき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ参加者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

### **第13条 利用停止**

当社は参加者が本規約に違反する行為を行ったときは、本サービスの利用を停止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を参加者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

### **第14条 データに関する責任**

第18条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより参加者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

### **第15条 データの確認・複製**

当社は、本サービスを提供するための電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全または本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複製または複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセスまたは利用しないものとします。

### **第16条 データの削除**

当社は、第20条（本トライアルの中止）による本トライアルの中止のほか、当社は第10条（参加者が行う本契約の解約）または第11条（当社が行う本契約の解約）の本契約の解約があったときは、保存データおよび生成等データを削除します。当社は、保存データおよび生成等データの削除に起因する参加者または第三者に発生した直接または間接の損害について責任を負わないものとします。

### **第17条 データのバックアップ**

参加者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、参加者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

## 損害賠償等

### 第18条 責任の制限

当社は本規約で特に定める場合を除き、参加者にかかる損害を賠償しないものとし、参加者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、参加者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

- 2 前項の規定は、当社の故意または重大な過失により発生した損害には適用しないものとします。
- 3 参加者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 4 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、参加者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。
- 5 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。
- 6 前項により当社が参加者に対して損害賠償責任を負った場合に、当社が責任を負う範囲は、参加者に生じた通常かつ直接の損害に限るものとし、逸失利益および当事者が予見すべき特別事情によって生じた損害については、当社は責任を負わないものとし、有料プランを利用している場合は、直近1か月分の利用料金を超えないものとします。ただし、かかる損害が当社の故意または重過失により生じた場合、本条は適用されません。

### 第19条 メンバーの利用に関する責任

参加者がチームに追加したメンバーによる本サービスの利用に関する責任は、参加者が負うものとし、メンバーに起因する当社への損害および第三者への損害について、当社は一切その責任を負いません。

- 2 参加者は、本サービスの利用についてメンバーに対し、第24条（参加者の義務）で定める事項をメンバーも遵守するよう、メンバーに対して指導し、義務付けるものとし、メンバーによる違反は参加者による違反と見做し本規約を適用します。

## 雑則

### 第20条 非保証

当社は本規約で特に定める場合を除き、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

- 2 利用者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決

し、当社に責任も負担させないものとします。

3 当社は、本サービスを通じて利用者が取得する情報、コンテンツについてその安全性、正確性、確実性、有用性、第三者の権利非侵害性等について何ら保証するものではありません。

### **第21条 本トライアルの中止**

本トライアルは当社の都合により中止することがあります。この場合、当社はあらかじめ参加者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

2 本トライアルの中止があった場合、本契約は終了するものとします。

3 当社は、本条に基づく本契約の終了に伴い参加者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

### **第22条 法令に規定する事項**

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### **第23条 参加者の義務**

参加者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備および本サービスの提供に利用しているその他の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (7) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (8) 保存データに参加者の秘密性を有する一切の営業上または技術上の情報を含めないこと
- (9) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 参加者は、本サービスにかかる ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された参加者が本サービスを利用したものとみなします。

5 参加者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により参加者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を参加者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

#### **第24条 参加者に対する通知**

参加者に対する通知は、当社の Web サイト（<https://nodeai.io/>）上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって参加者に対する通知が完了したものとみなします。

#### **第25条 当社の知的財産権**

本サービスの提供に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、参加者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

#### **第26条 個人情報の取扱い**

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）によります。なお、参加者は本サービスの利用にあたり、電気通信設備に個人情報をアップロードしないものとします。

#### **第27条 操作ログの取扱い**

当社は、本サービスの利用にかかる以下の情報（以下、総称して「操作ログ」という）を含む通信ログについて、本サービスの安定運用等の業務の遂行および本サービスの改善のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用することとし、参加者はこれに同意します。

【操作ログ】本サービスの利用状況、機能別アクセス情報、本サービスへの書き込み文字数ならびに他の類似情報

#### **第28条 第三者への委託**

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第 18 条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

#### **第29条 管轄裁判所**



参加者と当社との間で本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第30条** 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

### **第31条** 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

## 別紙 料金表

- 本サービスで参加者は1契約あたり、1チーム作成することができます。参加者は、チームにメンバーを招待することでチーム内で共同作業を行うことができます。本サービスでは無償のFreeプランと有償のBusinessプランがあります。新規に作成したチームは自動的にFreeプランになります。Businessプランへのアップグレードはチームのプラン画面より手続きを行ってください。
- Freeプラン
  - 毎月の料金0円
  - データのアップロード可能
  - Node-AIの全ての機能が利用可能
  - チームへの招待：レビュアー2名まで
  - ストレージ容量：30GB
  - カードの実行回数：60回/日
- Businessプラン
  - チームに所属する1エディターあたり毎月の料金33000円（税込）
  - データのアップロード可能
  - チームへの招待：無制限
  - カードの実行回数：無制限
  - ストレージ容量：30GB/1エディター

なお、FreeプランでもBusinessプランでも、参加者がチュートリアルとしてご利用可能なトレーニング機能があります。トレーニング機能は無料で利用いただけます。ただし、トレーニング機能では、データのアップロード不可（チュートリアルデータのみ可）であり、メンバーの招待はできません。

## チームメンバーの権限と価格

本サービスのチームに所属するメンバーは「エディター」と「レビュアー」の2種類が存在します。

- エディター
    - 分析業務の実行が行えます。データのアップロード、データの前処理、モデルの作成など本サービスの全ての機能が利用可能です。
    - 参加者は自分が管理するチームに所属するエディター1ユーザあたり33000円（税込）を月額支払います。
  - レビューアー
    - 閲覧・コメントの利用のみ行うことができます。
    - 参加者はレビューアーは無料で招待することができます。
- Businessプランでは、エディター1名につき月額料金が発生します。
- チームを作成した参加者もエディター1名分として換算します。

- レビューアーは無料でチームに招待することができます。

## Business プランのお支払い条件

- 月額利用料はエディター数の増減にあわせて毎月自動的に再計算されます。
- 月額利用料は前払い制です。既存チームに新しくエディターを追加する場合、そのエディターの初月の料金は日割り計算され、即時請求されます。
- 日割り料金は「月額基本金額×利用日数÷カレンダー日数」で計算されます。小数点以下は切り捨てです。
- エディターをチームから削除した場合でも、削除された当月のそのエディター分の月額料金は日割り計算されず返金もありません。
- 本契約を解約しない限り、月額利用料は次回のサブスクリプション期間ごと（毎月）にクレジットカードから自動で引き落とされます。
- 有料プランの解約時に未払い分がある場合は解約日にご請求させていただきます。
- 何らかの理由でクレジットカード決済ができなかった場合は、3回まで再度決済をさせていただきます。3回目の決済でもお支払いが確認できなかった場合には参加者の有料プランは解約され、Free プランに変更となります。この場合、再度有料プランを登録するまでは Business プランのご利用ができなくなります。再決済は以下のスケジュールで行われます。
  - 1回目：通常の支払いに失敗してから3日後
  - 2回目：1回目の再決済に失敗してから5日後
  - 3回目：2回目の再決済に失敗してから7日後

### ● 料金計算の例示

有料プランのご利用料金は月払いとなります。毎月の支払い日はプランのサブスクリプションを開始した日となります（例：4月10日に Business プランを開始した場合、支払い日は毎月10日になります）。

#### エディター1名の場合

\*価格は税込です。



エディターを追加した場合、次の支払日までの日割り分は即時請求され、次の支払い日からはエディター数に応じて合算して請求されます。

4月25日に新たにチームメンバーとしてエディターエディター1名を追加したとします。追加エ

ディターの初月の料金は5月10日までの日割り料金として4月25日に即時請求され、次の支払日である5月10日には全ディター数の料金が合計して請求されます。

#### 月の途中でディター1名を追加した場合

\*価格は税込です。



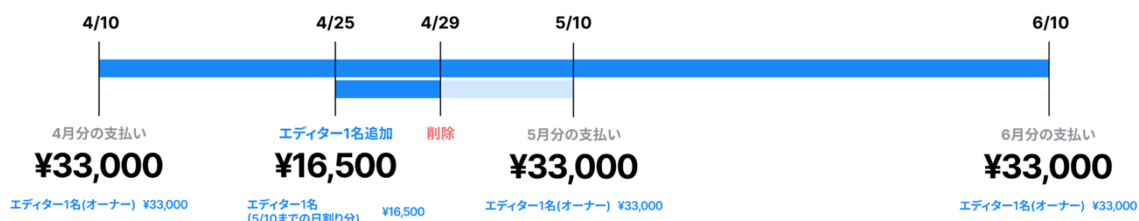
4月10日に Business プランを開始、その後4月25日に新たにチームメンバーとしてディター1名を追加、4月29日にそのディターを削除したとします。

4月25日に追加したディター分の料金は5月10日までの日割り料金として4月25日に即時請求されます。4月29日にディターを削除しても5月10日までの日割り料金は返金されません。

5月10日の時点で参加しているチームメンバーの数に応じて5月10日の支払い金額が決定されます。

#### 月の途中でディター1名を追加したが1ヶ月未満で削除した場合

\*価格は税込です。



附則（令和5年9月27日 ICテクノ第000400000467-01号）

（実施期日）この規約は、令和5年10月6日から実施します。

附則（令和5年9月27日 ICテクノ第000400000467-01号）

（実施期日）この改正規約は、令和5年10月6日から実施します。